

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針（抜粋）

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

（1）地震・津波被災地域

① ハード整備

東日本大震災復興交付金については、復興・創生期間内におおむね事業が完了する見込みであり、復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、復興・創生期間の終了を持って廃止する。

④ 住まいとまちの復興

災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援する。その際、各被災地方公共団体の災害公営住宅に係る今後の財政運営状況、過去の大規模災害における取組事例、国と地方の適切な役割分担、管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえながら、適切に支援水準の見直しを行う。